(1)～(18)　［略］	(1)～(18)　［略］
(19)　令和三年度補正予算債	(19)　令和三年度補正予算債
ア　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県六十・〇％分」という。）	ア　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県五十・〇％分」という。）
イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県五十・〇％分」という。）	［削る］
五　地方税減収補填債償還費	五　地方税減収補填債償還費
地方税の減収補填のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	地方税の減収補填のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
(1)～(19)　［略］	(1)～(19)　［略］
(20)　令和三年度減収補填債	(20)　令和三年度減収補填債
六　財源対策債償還費	六　財源対策債償還費
平成十四年度から令和三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の	［削る］
(1)～(19)　［略］	(1)～(19)　［略］
(20)　令和三年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「令和三年度財源対策債」という。）	(20)　令和三年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「令和三年度財源対策債」という。）

五　地方税減収補填債償還費	五　地方税減収補填債償還費
地方税の減収補填のため平成十三年度から令和二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	地方税の減収補填のため平成十三年度から令和二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
(1)　平成十三年度減収補填債	(1)　平成十三年度減収補填債
(2)～(20)　［同上］	(2)～(20)　［同上］
［新設］	［新設］
六　財源対策債償還費	六　財源対策債償還費
平成十三年度から令和二年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の	平成十三年度において発行を許可された財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成十三年度財源対策債」という。）
(1)　平成十三年度において発行を許可された財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成十三年度財源対策債」という。）	(2)～(20)　［同上］
(2)～(19)　［同上］	［新設］
［新設］	
(20)　平成十三年度財源対策債	
ア　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度都道府県五十・〇％分」という。）	
イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度都道府県五十・〇％分」という。）	
ウ　ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度都道府県五十・〇％分」という。）	
(2)～(19)　［同上］	
［新設］	